

レンタサイクルで 赤城の自然と触れ合おう

6月1日(火)から11月30日(火)まで赤城山ビジターセンター内に観光案内所を開設。さらに案内所開設に合わせ、大沼の周辺などで利用できるレンタサイクルを用意します。ぜひご利用ください。

貸出期間＝6月1日(火)～11月30日(火)(貸し出しは1日単位)、午前9時～午後3時30分

貸出・返却場所＝赤城山ビジターセンター観光案内所
台数＝①電動アシスト付き5台②大人用10台③子ども用5台

費用＝①は500円②③は300円

用意する物＝身分証明書

問い合わせは **前橋観光コンベンション協会 ☎235-2211**

市長と本音トーク ランチで語ろう

市長と一緒に昼食を取りながら対談する「ランチタイムミーティング」。7月と8月開催分の参加団体を募集します。日ごろの皆さんの活動や本市のまちづくりなどについて、市長と語り合いませんか。



和やかな雰囲気

日時＝①7月27日(火)②8月31日(火)、正午～午後1時

会場＝市役所12階市民ロビー

対象＝市内在住・在勤・在学の小学生以上で5～10人程度の団体・グループ、各1組(抽選)

費用＝1人500円程度(実費)

申し込み＝7月6日(火)(必着)までにハガキで。参加希望日・団体名・参加人数・参加団体のプロフィール・代表者の住所・氏名・電話番号・市長と話したい主なテーマを記入し、市役所秘書課(☎内線3403)へ

水無月に咲くアジサイが美しい 水質浄化センターを一般開放

水質浄化センターでは、アジサイの開花時季に合わせて施設を一般開放。20種類500本の色鮮やかなアジサイが咲き競います。また、下水道への理解を一層深めてもらうため、地下管廊探検、水質試験体験、スタンプラリーなどのイベントも行います。

日時＝6月20日(日)午前9時30分～午後4時

会場＝水質浄化センター(六供町)

問い合わせは **下水道施設課 ☎221-7524**

本市を美しく彩る「まえばしのバラ」 名称を募集します

ことし3月に決定した、本市オリジナルのバラである「まえばしのバラ」。これにふさわしい名称を募集します。



色鮮やかなまえばしのバラ

まえばしのバラは大輪四季咲きで、花の色が大きな特徴です。つぼみの時は黄色。開花すると黄色からオレンジ色・赤色のグラデーション状に変化します。花型は丸弁で花径は約12cmです。応募の際は次の4点に注意してください。

①本市にふさわしい②市民に長く親しまれる③10文字以内④決定した名称に関する一切の権利は本市が保有する
申し込み＝6月30日(水)(必着)までにハガキで(1通につき1名称)。住所・氏名・電話番号・名称を記入し、市役所公園緑地課(☎898-6842)へ

正しく磨いて 残そう自分の歯

6月4日(金)から10日(休)までは歯の衛生週間。ことしのスローガンは「元気な子 無いよ むし歯と好きらしい」です。

永久歯を1本でも失うと「食べる」「笑う」「話す」などの日常生活に支障が出ます。歯を失う主な原因は虫歯と歯周病。これらは口の中を清潔に保つ事で予防できます。磨き残しがないように丁寧に歯を磨き、口の中から健康な生活を送りましょう。また、定期的にかかりつけの歯科医療機関で検診を受けましょう。

■10年に1度の歯周疾患検診

30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の人を対象に歯周疾患検診を行います。対象者へは5月に受診シールを送付。歯科医療機関で検診を受けましょう。4月以降に本市へ転入した対象者には受診シールを交付しますので健康増進課へ連絡を。

問い合わせは **同課 ☎220-5783**

味と香りを楽しんで 前橋産芋焼酎「赤城の恵」が完成

本年度の前橋産芋焼酎「赤城の恵」ができあがりました。6月8日(火)から市内酒販店や量販店などを中心に、希望小売価格1本1,260円(税込み)で販売します。販売数量は約2万本。芋焼酎本来の、ふくよかでののかな甘みのある味と香りをお楽しみください。



問い合わせは **農林課 ☎898-5841**

2つの味方があなたをサポート まちの安全情報メール

6月1日(火)から、2種類の「まちの安全情報」メール配信サービスを開始。防犯や緊急避難情報など、皆さんに安全をお届けします。

■まちの安全ひろメール

防犯・防災などの情報を配信します。登録は無料。受信にはパケット通信料がかかります。登録方法は次のとおり。**〈携帯電話〉**

①maebashi600001@once.88island.jpへ空メールを送信。右上のQRコードを使うと便利です。

②仮登録受け付け完了メールが届いたら、本登録用のUR

Lをクリック。

③登録画面で利用規約を確認。同意の上、登録してください。

④本登録完了メールが届き登録完了。

〈パソコン〉

本市ホームページから会員登録用サイトに接続して登録ください。

■緊急速報「エリアメール」

緊急地震速報や避難勧告・指示などの緊急情報をNTTドコモの携帯電話に配信。登録料や通信料はかかりません。なお、エリアメールの受信設定を「利用する」にしておく必要があります。

問い合わせは **安全安心課 ☎898-5839**



公的年金からの個人住民税 特別徴収を開始します

公的年金受給者の個人住民税(市・県民税)が、年金からの引き去り(特別徴収)に切り替わります。これにより、納付書などで納める必要がなくなり大変便利に。なお、この特別徴収制度は、新たに税負担が生じるものではありません。

■対象となる人

次のすべてに該当する人。

①4月1日現在65歳以上で老齢基礎年金など公的年金を受給している。

②公的年金の受給額が年額18万円以上。

③介護保険料が特別徴収になっている。

④公的年金の受給額から各種保険料(所得税や介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料など)を差し引いた額が特別徴収する額より多い。

■対象となる個人住民税

公的年金等所得分の個人住民税の所得割額と均等割額。※公的年金等以外の所得(給与・不動産・事業所得など)に係る個人住民税は対象となりません。

■対象となる公的年金の種類

老齢基礎年金、老齢厚生年金、国家公務員・地方公務員共済組合年金、私立学校教職員共済組合年金など。障害年金

徴収の方法

(例)個人住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

<新たに特別徴収となる年度>

月	普通徴収 (納付書などで納める)		特別徴収 (年金からの引き去り)		
	上半期		下半期		
6月	8月	10月	12月	2月	
税額	各1万5,000円		各1万円		
算出方法	対象税額の各4分の1		対象税額の各6分の1		

<2年目以降>

月	特別徴収(年金からの引き去り)					
	仮徴収(上半期)			本徴収(下半期)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月	
税額	各1万円			各1万円		
算出方法	前年度下半期の対象税額の各3分の1			対象税額から上半期の税額を差し引いた額の各3分の1		

や遺族年金は対象外です。

■開始時期

公的年金10月支給分から。対象者には6月10日(休)に発送する予定の納税通知書で特別徴収額をお知らせします。

問い合わせは **市民税課 ☎898-6206**

事業所税がスタート 対象の事業者は忘れずに

問い合わせは **市民税課 ☎898-5961**

今月から事業所税の課税が始まります。事業所税は人口30万人以上の指定都市などで都市環境の整備や改善に関する事業の費用に充てるための税。法人は6月1日以降に事業年度が終了する企業から、個人は本年分の事業から課税されます。詳細は右表のとおり。申告が遅れると加算金や延滞金が生じますので注意してください。

資料の請求や説明などを希望する場合、課税対象になると思われる場合は問い合わせを。本市ホームページにも関連情報を掲載しています。

事業所税の概要

項目	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所などで事業を行う法人または個人	
課税標準	事業所用家屋の床面積(借り受け分を含む)	従業者給与総額(退職金は除く)
課税標準の算定期間	(法人)事業年度(個人)1月1日～12月31日	
税率	1㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25
免税点(事業所税がかからない者)	市内の事業所などの床面積の合計が1,000㎡以下	市内の事業所などの従業者数の合計が100人以下
納税の方法	税金を納める人が課税標準や税額を計算して申告納付	
申告納付の時期	(法人)事業年度終了の日から2カ月以内(延長制度はありません) (個人)翌年の3月15日まで	

※免税点は基礎控除ではありません。
※6月1日以降の月割りではなく、終了する事業年度分または年間分が課税対象となります。